

○厚生労働省令第三十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月一日

厚生労働大臣 武見 敬三

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一〇三三九十九（略） <u>四百</u> <u>ポリビニルアルコール（別名ポビール）</u> <u>四百一〇</u> <u>四百七十六</u> （略）	別表第一（第十二条関係） 一〇三三九十九（略） （新設） <u>四百〇</u> <u>四百七十五</u> （略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。